

佐野市DX推進計画

【令和8(2026)～11(2029)年度】



栃木県佐野市
令和8(2026)年3月

はじめに



近年、社会のあらゆる分野でデジタル技術の進展は著しく、少子高齢化や労働力人口減少等の社会課題や多様化・複雑化する地域課題の解決に資する手段としての可能性を期待されているところです。こうした技術の普及と浸透は、私たちの日常生活のみならず、良好な市民サービスの提供において無くてはならないものになっています。

本市では、第2次総合計画において、「進化する佐野市」「選ばれる佐野市」を基本理念に掲げ、まちづくりのイメージとして「人とのつながり」を重視しています。生成AIをはじめとする先進的なデジタル技術は、行政、市民、地域と企業を結びつけ連携を強化し、暮らしをより便利にするだけでなく、多様な人材と地域資源を生かした持続可能なまちづくりを推進するうえで、必要不可欠なものとなります。

このたび、「第4次佐野市情報化計画」の計画期間が終了することに伴い、今後、重点的に取り組む施策等を明らかにしながら、本市におけるDXを総合的かつ計画的に推進するために、情報化計画を継承する「佐野市DX推進計画」を策定いたしました。

この計画では、国や県の動向を踏まえながら、時代の変化に対応し、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図るとともに地域の持続的な発展を支援し、地域社会の発展や多様な幸せを実現するために、市民や企業等と連携を図りながら本市のDXに取り組み、「誰一人取り残さない、安全・安心で人に優しいデジタル化」を目指します。そして、全庁を挙げて、AI・デジタルなどの新技術を最大限に活用し、「進化する佐野市」「選ばれる佐野市」に向けた取り組みを一步ずつ着実に進めてまいります。

結びに、計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました佐野市DX推進懇談会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和8(2026)年3月
佐野市長 金子 裕

目次

▶ 1. 計画策定にあたって	…4	事業1 AI、RPAの活用	…20
▶ (1)計画策定の趣旨	…4	事業2 ドローンなどの活用	…20
▶ (2)計画の位置づけ	…5	事業3 自治体情報システムの標準化・共通化 (ガバメントクラウド)	…21
▶ (3)計画の期間	…6	事業4 内部事務デジタル化の推進	…21
▶ 2. 計画策定の背景	…7	事業5 ペーパーレス化の推進	…22
▶ (1)国・県の動向	…7	事業6 セキュリティ対策の徹底	…22
▶ (2)本市における現状と課題	…8	事業7 デジタル人材の育成	…23
▶ 3. 計画の基本方針	…9	事業8 データ利活用の推進(EBPMの推進)	…23
▶ 4. 計画の推進	…11	▶ (3)地域のデジタル社会実現に向けた取組	…24
▶ (1)計画の推進体制	…11	事業1 公衆無線LANの充実	…24
▶ (2)計画の推進方法と進捗管理	…12	事業2 情報格差(デジタル・デバイド)対策	…24
▶ 5. 基本方針を実現する取組	…13	事業3 新たな通信技術の活用	…25
▶ 6. 3本柱を達成するための具体的事業	…17	事業4 デジタル地域通貨の活用	…25
▶ (1)市民の利便性向上に向けた取組	…17	事業5 公共交通の助成制度デジタル化・高度化	…26
事業1 行政手続のデジタル完結の推進	…17	事業6 デジタル教育の推進	…26
事業2 マイナンバーカード利用の推進	…18	事業7 地理情報システム(WebGIS)の活用	…27
事業3 キャッシュレス決済の推進	…18		
(公金収納におけるeL-QRの活用)			
事業4 スマート窓口の実現(フロントヤード改革)	…19		
事業5 情報提供手段の充実	…19		
▶ (2)行政の効果的・効率的な運営に向けた取組	…20		
		▶ 7. 用語集	…28
		▶ 8. 策定の経緯	…32

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

近年、情報通信技術（ICT）は急速に進展しており、ネットワークやデジタル技術の発展は、私たちの日常生活だけでなく、社会構造や経済構造にも影響を与えています。

また、コロナ禍の経験や少子高齢化、人口減少など、様々な社会情勢の変化により、我が国における生活様式や働き方が柔軟化、多様化したことで、市民生活や企業活動など様々な場面において、デジタル技術を活用して社会改革を進めるデジタルトランスフォーメーション（DX^{※1}）が必要とされています。

本市では、第2次佐野市総合計画において、市の将来像に「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」を掲げており、その実現に向けては、少子高齢化や人口減少などの課題に対応するため、行政や企業、あらゆる市民がデジタル技術を活用して、課題解決に取り組み、ライフスタイルやニーズに合った心豊かな暮らしの実現を目指すことが重要です。

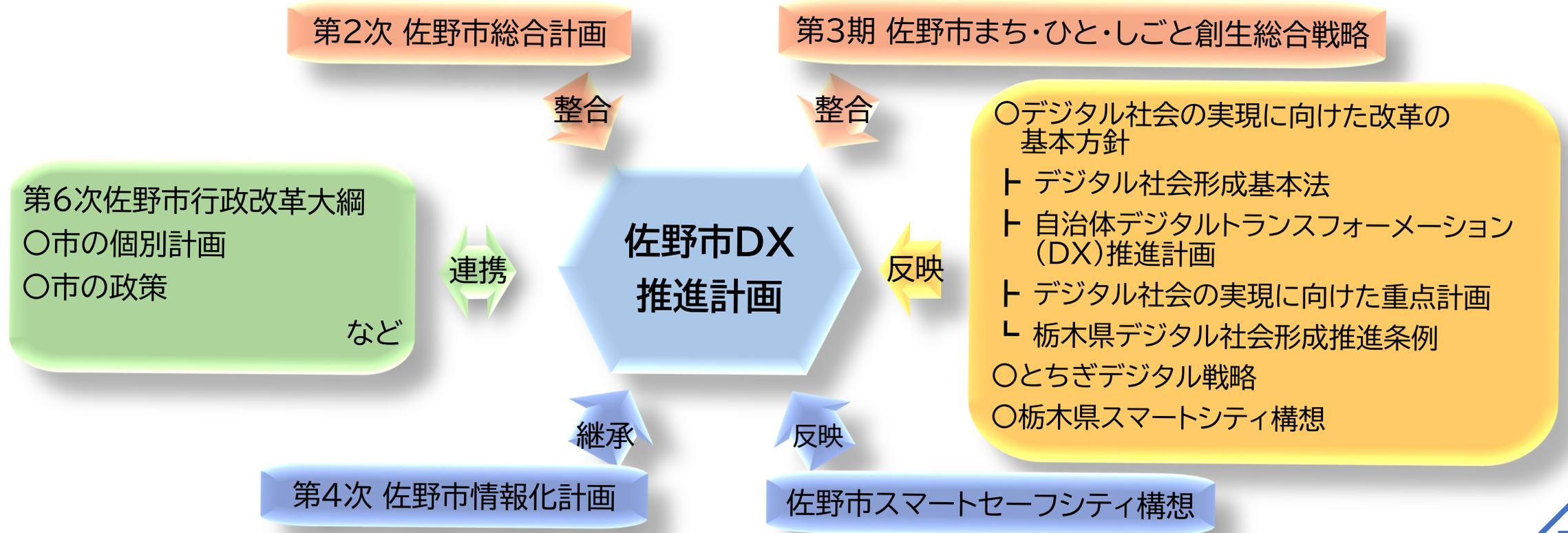
社会環境の変化に対応するとともに、本市が目指す市の将来像を実現するためにも、本市の自治体DXを推進し、市民の利便性向上や業務効率化を図り、更なる市民サービスの向上を目的として、「佐野市DX推進計画」を策定します。

本計画では、これまでの第4次佐野市情報化計画を継承するとともに、国、県のDX推進の動向を踏まえ、本市におけるDXの基本的な方向性や重点的な取組などを定めます。

1 計画策定にあたって

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国や栃木県のデジタル化に関する指針や施策などを踏まえ、「第2次佐野市総合計画」や「第3期佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図り、本市のDXを積極的に推進するための個別計画として位置付けます。また、本計画は、これまで本市で推進してきた第4次情報化計画を継承するとともに、官民データ活用推進基本法(平成28(2016)年法律第103号)第9条第3項の規定に基づく「市町村官民データ活用推進計画」を兼ねるものとしします。



1 計画策定にあたって

(3) 計画の期間

第2次佐野市総合計画後期基本計画の終期に合わせ、令和8年度(2026年度)から令和11年度(2029年度)までの4年間とします。また、国や県の動向やデジタル技術、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和8年度
(2026年度)

令和9年度
(2027年度)

令和10年度
(2028年度)

令和11年度
(2029年度)

佐野市総合計画

第2次 佐野市総合計画 後期基本計画

佐野市DX推進計画

DX推進計画(令和8年度~11年度)

(1) 国・県の動向

国では、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

令和7年6月にはデジタル社会形成基本法第37条第1項に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。

その際、令和2年に閣議決定された基本方針で示されたビジョンが、令和7年に閣議決定された重点計画においても、目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置付けられています。

また、栃木県では、令和3年3月に「とちぎデジタル戦略」を策定し、令和6年3月には「栃木県デジタル社会形成推進条例」を制定し、令和7年2月に「栃木県スマートシティ構想」を策定するなど、デジタル社会の実現に向けた取組を実施しています。

令和2年12月

国:「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」閣議決定

令和3年3月

県:「とちぎデジタル戦略」策定

令和6年3月

県:「栃木県デジタル社会形成推進条例」制定

令和6年6月

国:「デジタル社会の実現に向けた重点計画」閣議決定

令和7年2月

県:「栃木県スマートシティ構想」策定

令和7年6月

国:「デジタル社会の実現に向けた重点計画」閣議決定

国・県のデジタル化政策の動向

2 計画策定の背景

(2)本市における現状と課題

- 日本全体の少子高齢化の流れと同じく、本市の人口も減少傾向にあり、令和2(2020)年の人口116,228人を基準とした市の独自推計では、令和42(2060)年の将来人口は84,721人になるものと見込まれます。
- 『年齢3区分別人口』では、年ごとに「年少人口」と「生産年齢人口」が減少する一方で、「高齢人口」が維持・微減する見込みとなります。

現状と課題

人口減少

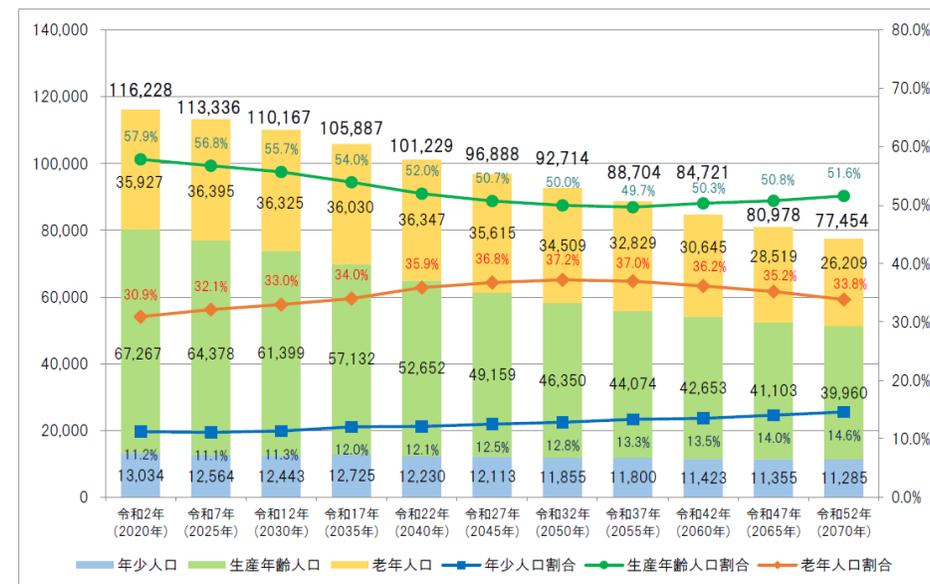
人口減少や少子高齢化により、市税収入の減少、社会保障費の負担増大などによる財政状況の悪化、労働力不足による地域経済の低迷、地域コミュニティの崩壊などが危惧されます。

デジタルによる行政サービスの質の維持向上

将来的に、労働力の供給が制約される中においても、安定した行政サービスを提供し、更に多様化する市民ニーズに対応するためには、業務やシステムの標準化やクラウド^{※2}、AI^{※3}などのデジタル技術を活用し、市民サービスの向上と行政事務の効率化を両立させる必要があります。

人口の推移

■図表 独自推計における年齢3区分別人口



佐野市人口ビジョン [令和6年度改訂版]より出典

基本方針と取組の方向性

国や県の動向を踏まえながら、時代の変化に対応し、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図るとともに地域の持続的な発展を支援し、地域社会の発展や多様な幸せを実現するために、市民や企業などと連携を図りながら本市のDXに取り組み、「誰一人取り残さない、安全・安心で人に優しいデジタル化」を基本方針とします。

この基本方針に基づいて、市民サービスの向上、先進的技術(AIなど)の活用、業務効率化、情報格差^{※4}（デジタル・デバイド）解消、デジタル人材^{※5}の確保・育成、地域社会のデジタル化など、本市のDXを積極的に推進するため、3つの取組を定め、佐野市DX推進計画の3本柱とします。

基本方針

誰一人取り残さない、
安全・安心で
人に優しいデジタル化

佐野市DX推進計画の3本柱

1 市民の利便性向上に向けた取組

2 行政の効果的・効率的な運営に向けた取組

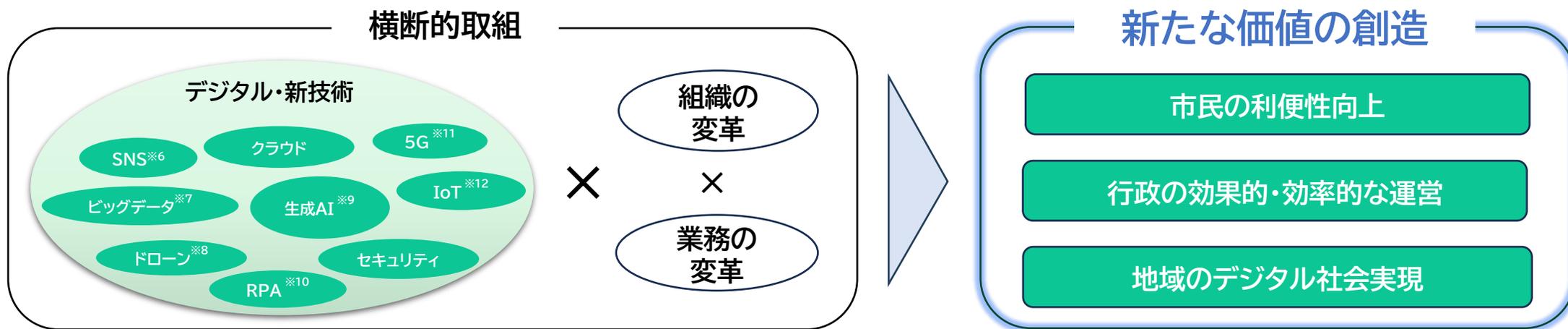
3 地域のデジタル社会実現に向けた取組

3 計画の基本方針

基本方針と取組の方向性

具体的な事業を進める際には、業務の単なるデジタル化ではなく、デジタル・新技術の徹底活用を大前提として、業務や組織などの変革を含め、新たな価値の創造を目指します。

また、DXを推進するためには、複数部署や施策の枠を超えて全庁で横断的に取り組む必要があります。



本計画の推進にあたっては、SDGs※13の視点を踏まえ、持続可能な社会の実現に向け取組を進めていきます。

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

SDGs17の目標



(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、各部署の連携、協力が不可欠であり、全庁的に各種取組を加速・推進することを目的として新たに「(仮)佐野市DX推進本部」を設置します。計画の進捗状況を集約・整理しながら全庁的なDXの推進を図ります。

【佐野市DX推進本部】

本部長は行政経営部長を、副本部長は総合政策部長を、本部員は部長などを充てます。事務局はデジタル推進課とし、DXの全庁的な推進及び調整に関することや、その他DXの推進に必要と認められることを所掌します。また、DX推進の報告や相談を受け、研修や支援を行います。

【DX責任者】

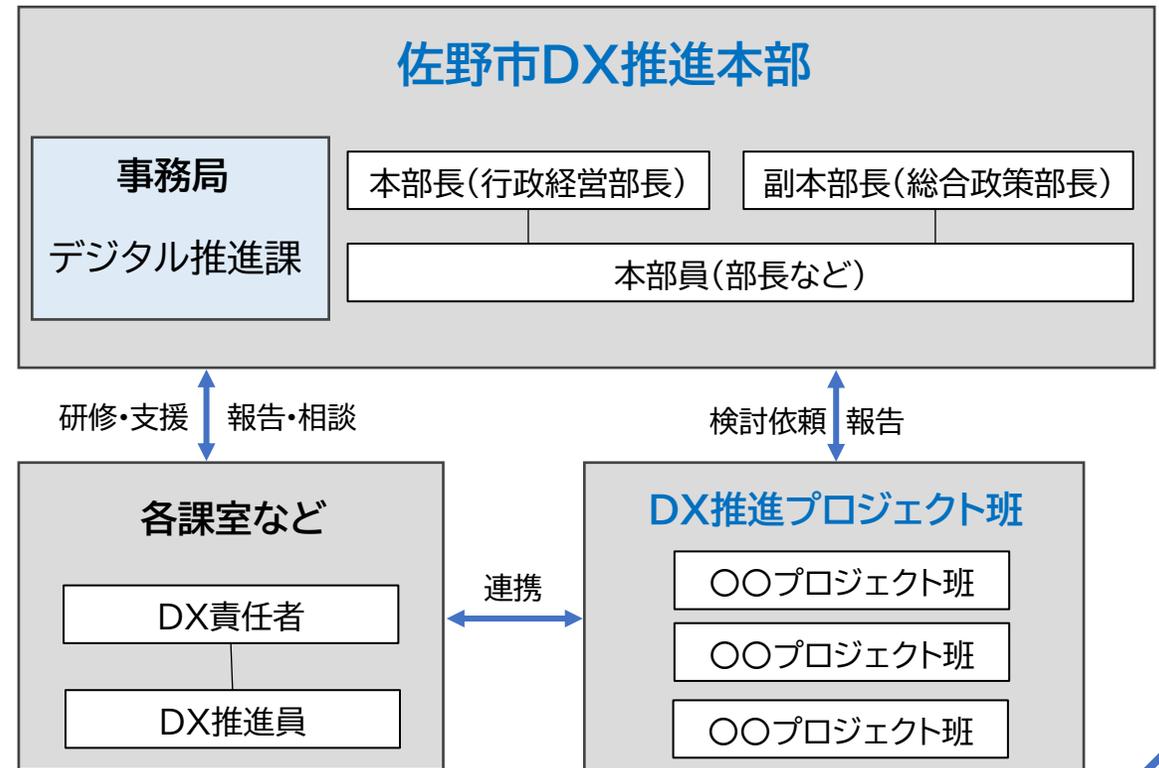
各課室などの長を充て、各職場におけるDX・情報化・電子化の積極的な推進を担います。

【DX推進員】

各課室などの職員から選任します。デジタル関連知識の習得をしながら、DXの推進に向けた提案や、各課室の課題解決のために、デジタル技術を活用した業務改善の検討などを行います。

【DX推進プロジェクト班】

必要に応じ設置し、先進的なデジタル技術の導入、データ活用や業務プロセスの見直し、そしてそれらを通じた新たな市民サービスの提供の検討などを行います。



(2) 計画の推進方法と進捗管理

計画の推進方法

現代は、Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった「VUCA」の時代です。世界情勢、市場、技術、市民ニーズが予測困難なスピードで変化するため、DX推進にあたっては計画立案時点の取組が数ヶ月後には陳腐化している可能性すらあります。

DX推進計画による取組を着実に実施をしつつ、「VUCA」時代の急激な変化に、アジャイル^{※14}型推進のアプローチで必要に応じて適宜見直しを図りながら、機動的かつ柔軟に取組を実施します。

計画の進捗管理

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、3本柱に設定されている取組内容や、社会情勢や技術動向などの急激な変化に対応したアジャイル的な取組内容の実績などを用いて実施し、取組の改善につなげていきます。

また、4年間の計画期間の最終年度には、総括的な評価を行い、それらを踏まえて次期計画の策定につなげていきます。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画イメージ	DX推進計画・取組実施				次期DX推進計画
	アジャイル的取組	アジャイル的取組	アジャイル的取組	総括的な評価 次期計画策定	

5 基本方針を実現する取組

取組体系

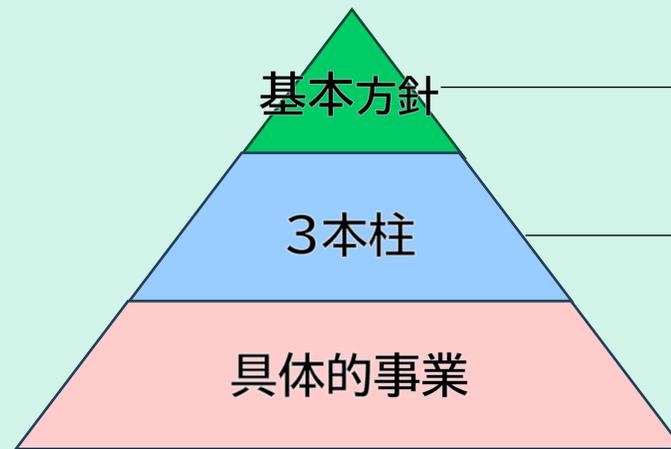
「佐野市DX推進計画」は、組織全体としてのDXの方向性を明確化し、具体的な取組へと落とし込むフレームワークとするため、ピラミッド型の政策体系とします。

頂点に組織全体で共有すべき理念として「基本方針」を設定し、中間層に「基本方針」を実現するための戦略的アプローチとして「3本柱」を設定します。

ピラミッドの最も広い土台には、「3本柱」を実行に移すための「具体的事業」を設定します。

また、重要目標達成指標(KGI)や重要業績評価指標(KPI)を設定し、計画の総合的な評価をしていきます。重要目標達成指標としてデジタル庁が公開する地域幸福度(Well-Being指標)^{※15}を活用します。

佐野市DX推進計画



重要目標達成指標(KGI:Key Goal Indicator)
行政が達成すべき最終的な目標(ゴール)を定量的に示した指標です。

重要業績評価指標(KPI:Key Performance Indicator)
KGIの達成に向けたプロセスにおいて、その進捗状況を数値で評価するための指標です。

重要目標達成指標(KGI)	現状(令和7年度)	目標(令和11年度)
地域幸福度(Well-Being指標:デジタル庁):デジタル生活満足度 [※]	47.90	50.00

※ Well-Being指標のうち、カテゴリー「デジタル生活」の客観指標の数値を使用

5 基本方針を実現する取組

取組体系

1 市民の利便性向上に向けた取組

時間や場所の制約を受けない行政手続などを可能にする取組を推進します。

【取組事業一覧】

1. 行政手続のデジタル完結の推進 国
2. マイナンバーカード利用の推進 国
3. キャッシュレス決済の推進(公金収納におけるeL-QR^{※16}の活用) 国
4. スマート窓口の実現(フロントヤード^{※17}改革) 国
5. 情報提供手段の充実

国は「自治体DX推進計画」の重点取組事項として掲げられている施策で、自治体が重点的に取り組む必要があるとされているものです。

重要業績評価指標(KPI)	現状(令和7年度)	目標(令和11年度)
マイナンバーを利用した新規サービス	2	5
キャッシュレス決済(eL-QR)で払える公金の種類	4	9

5 基本方針を実現する取組

取組体系

2 行政の効果的・効率的な運営に向けた取組

全庁的な業務改善に資する先端技術を積極的に活用・導入し、これを活用できるデジタル人材の確保・育成を図り、新たなデータの取得や分析などに基づくデジタルによる業務効率化を進める取組を推進します。

【取組事業一覧】

1. AI、RPAの活用 
2. ドローンなどの活用
3. 自治体情報システムの標準化・共通化（ガバメントクラウド^{※18}） 
4. 内部事務デジタル化の推進
5. ペーパーレス化の推進
6. セキュリティ対策の徹底 
7. デジタル人材の育成
8. データ利活用の推進(EBPM^{※19}の推進)

 は「自治体DX推進計画」の重点取組事項として掲げられている施策で、自治体が重点的に取り組む必要があるとされているものです。

重要業績評価指標(KPI)	現状(令和7年度)	目標(令和11年度)
ガバメントクラウドへのシステム移行進捗率	85%	100%
DX関連研修受講者数	50人	延人数 500人

5 基本方針を実現する取組

取組体系

3 地域のデジタル社会実現に向けた取組

デジタル地域通貨^{※20}や新モビリティサービス^{※21}などの導入により、地域の活性化や地域課題の解決を目指し、その恩恵を誰もが受けられるように、情報格差(デジタル・デバイド)解消やデジタルインフラの整備に関する取組を推進します。

【取組事業一覧】

1. 公衆無線LAN^{※22}の充実
2. 情報格差(デジタル・デバイド)対策
3. 新たな通信技術の活用
4. デジタル地域通貨の活用
5. 公共交通の助成制度デジタル化・高度化
6. デジタル教育の推進
7. 地理情報システム(GIS)^{※23}の活用

重要業績評価指標(KPI)	現状(令和7年度)	目標(令和11年度)
デジタル・デバイド対策講座(スマートフォンなど)	3回	延べ30回
スマートフォンで地域通貨を使う市民の割合	10.0%	30.0%

6 3本柱を達成するための具体的事業

(1) 市民の利便性向上に向けた取組

事業1

行政手続のデジタル完結の推進

関係課

デジタル推進課(主管課) 行政経営課 窓口各課

現状・課題

デジタル手続法により示されたデジタル化の基本原則では、あらゆる手続がデジタル化(オンライン化)されるべきとしています。本市における主なオンライン手続としては、公共施設予約システムがあります。当システムでは、利用登録を事前に行うことで本人確認を簡略化するなど、繰り返し利用されるサービスとして工夫がされています。また、本市の簡易な申請手続についてはオンライン化していますが、本人確認をどのように行うかや、数多くある行政手続の何からシステム化を行うかなど、様々な課題があります。

取組内容

「行政手続」を厳密なものではなく、広く市が行うサービスの申し込みと捉え、簡易なものから順次オンラインサービスを広げられるよう取り組みます。その際には、業務プロセスの見直しなども行い、デジタル化・オンライン化に適した形となるよう、手続全体の最適化を行います。

公共施設予約システムの更新に際しては、より利用者の利便性が高いシステムになるように検討していきます。

分野ごとに利便性の高い電子申請サービスがある場合は、その活用を推進していきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・拡充

事業2

マイナンバーカード利用の推進

関係課

行政経営課(主管課) デジタル推進課 市民課 こども課 保育課 介護保険課
健康増進課 警防課

現状・課題

本市では約4人に3人がマイナンバーカードを取得(令和6年7月末時点 74.4%)していますが、マイナポータル^{※24}を利用したオンライン申請はほとんどありません。その理由として、マイナポータルが分かりづらいなど、使い勝手に起因する問題もありますが、手続が可能であることを利用者が知らないことも考えられます。

全国の消防本部で、「マイナ救急」の実証事業が令和7年10月1日から令和8年3月31日の期間で行われています。

取組内容

新規(更新)手続の案内など、利用者に関わる機会に、マイナポータルでも手続が行える旨をお知らせするなど、マイナンバーカードの利用を促進する取組を行います。あわせて、市の手続の独自利用についても、マイナンバーカードが利用できる手続を増やしていくよう検討していきます。

救急隊員が傷病者のマイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を活用し、病院選定などに必要な情報を把握することで、救急業務の円滑化を図る取組(マイナ救急)を実施します。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・拡充

6 3本柱を達成するための具体的事業

(1) 市民の利便性向上に向けた取組

事業3

キャッシュレス決済の推進(公金収納におけるeL-QRの活用)

関係課

デジタル推進課(主管課) 会計課 窓口各課

現状・課題

本市では、令和2(2020)年7月から、市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付に「スマートフォン決済アプリ^{*25}」が利用できるようになり、自宅にしながら納付することができるようになりましたが、窓口業務でのキャッシュレス決済は一部の窓口のみの対応となっています。民間でのキャッシュレス決済の利用が進むにつれ、行政でのキャッシュレス決済の導入拡充が求められています。

取組内容

介護保険料及び後期高齢者医療保険料などの公金についてもeL-QRを活用した納付のキャッシュレス化を推進していきます。
キャッシュレス決済手段には、決済時期や決済端末などそれぞれ方式の違いがあり、今後、費用対効果を検討しながら、利用可能な手続から順次キャッシュレス決済の導入を推進していきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

追加導入

運用・拡充

事業4

スマート窓口の実現(フロントヤード改革)

関係課

デジタル推進課(主管課) 行政経営課 市民課 窓口各課

現状・課題

書かない窓口は令和7年1月から一部の施設で運用を開始していますが、いまだにほとんどの施設で手書きでの申請となっています。
市民の利便性向上に向けた取組として今後拡充する必要がありますが、実施にあたってはニーズや申請窓口での受付体制整備とセットで考える必要があります。

取組内容

書かない窓口、利用者自らが簡単に情報を入力できるシステムの拡充を図ります。同システムの導入により、申請書類が完成した時点で窓口内部の作業を開始できます。また、インターネットを活用したオンライン申請サービスにより、窓口の場所や時間などに関係なく、スマートフォンなどから手続ができる「行かない窓口」を検討していきます。
DX推進プロジェクト班を立ち上げ、オンライン申請サービスの導入、連携する手続の拡大や運用について検討していきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・拡充

6 3本柱を達成するための具体的事業

(1)市民の利便性向上に向けた取組

事業5

情報提供手段の充実

関係課

デジタル推進課(主管課) 広報ブランド推進課 こども政策課 全課※

現状・課題

佐野市公式ホームページ、広報さのなどで市政情報を発信しています。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の一環として、子育て支援アプリ「こどもみらいナビ」を運用し、子育てに役立つ情報を発信しています。郵便による通知や電話連絡などに加え、多様化したライフスタイルに応じた連絡手段の確保が必要になっています。

取組内容

広報紙などのデジタル化や佐野ケーブルテレビを活用することにより、市政情報を幅広く市民に共有します。さらにホームページなどの静的な情報発信だけではなく、多様化したライフスタイルに応じた連絡手段としてSMS^{※26}やSNSなどを活用した動的な情報発信を推進していきます。子育て応援アプリ「こどもみらいナビ」の提供情報の拡充を図ります。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・拡充

※関係課の欄に全課と記載のあるものは、全ての課で取り組む事業ですが、計画策定時において取組内容に個別に関係する内容がある課は課名を記載しています。

6 3本柱を達成するための具体的事業

(2) 行政の効果的・効率的な運営に向けた取組

事業1

AI、RPAの活用

関係課

デジタル推進課(主管課) 全課

現状・課題

本市では、手作業による定型的な業務の改善を図るため、令和3年度にRPAとAI-OCRを、令和6年度にはテキスト生成AIを導入しました。
業務プロセスの見直しや、このような先端技術を、さらに導入・活用し、業務の効率化を目指していく必要があります。

取組内容

RPA・AI-OCR^{※27}、AIによる文字起こしや文書作成などによる業務効率化について、有効性を職員間で共有しながら、既存業務の見直しや順次新しい業務への応用、拡充を図っていきます。また、先進事例を参考にしながら、AIを活用した内部事務の効率化を推進するとともに、これらの取組結果を基に、自然言語による対話を通じて必要な情報を提供するAIチャットボット^{※28}の活用を検討し、市民サービスの向上を目指します。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・拡充

事業2

ドローンなどの活用

関係課

消防本部警防課(主管課) 危機管理課 デジタル推進課 関係各課

現状・課題

モーターやバッテリーの出力向上と小型軽量化、センサーや制御コンピューターの性能向上と小型化などにより、ドローンの活躍する場面が増えています。
このような最新技術の導入により、特に緊急性の高い災害時における情報収集や、面的な情報収集を必要とする業務への活用が期待されています。

取組内容

本市では、令和元年東日本台風による被災状況の把握に使用しました。今後、災害時におけるさらなる活用や、山火事の際の現況確認、山岳遭難者の捜索などの防災・災害対応をはじめ、物流、測量、インフラ維持管理、警備・監視、有害鳥獣対策、PR映像など、多岐にわたる有効な活用方法を検討していきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

検討・運用・拡充

6 3本柱を達成するための具体的事業

(2) 行政の効果的・効率的な運営に向けた取組

事業3

自治体情報システムの標準化・共通化(ガバメントクラウド)

関係課

デジタル推進課(主管課) 窓口各課

現状・課題

住民基本台帳システムなどについては、国が整備するクラウド(ガバメントクラウド)環境での利用が始まりましたが、戸籍・戸籍附票業務については、法改正に伴う大規模改修などの影響で移行が遅れているため、令和12年度までに移行を完了する必要があります。

取組内容

システムの標準化・共通化の取組を推進することで、人的・財政的な負担の軽減を図るとともに、国が整備などを進める共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドの活用に向けた検討を踏まえ、業務の見直し、システム運用に係る業務連携の調査、調整などを実施します。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・調整

戸籍・戸籍附票業務運用開始

事業4

内部事務デジタル化の推進

関係課

デジタル推進課(主管課) 行政経営課 市民課 保育課 農山村振興課
教育総務課 全課

現状・課題

内部事務の決裁業務や勤怠管理、財務処理はデジタル化をしていますが、行政手続のオンライン化など、業務の効率化とあわせて内部事務のデジタル化を進めていくべき部分が多く残っています。また、全庁的に利活用可能で汎用性の高いソフトの導入・積極運用を図り、各課の創意工夫によるデジタル化が進められるよう基盤整備する必要があります。

取組内容

住居等記録端末や、こども誰でも通園制度総合支援システム、栃木県森林クラウドシステム、奨学金管理システムなどの導入を図ります。また、デジタル化による効果の高いツール、ソフトの導入を検討していきます。

また、ローコード・ノーコードソフト^{*29}の利活用により、簡易なシステムは各課での内製を推進していきます。文字起こしソフトを積極的に活用し業務の効率化を図ります。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

検討・導入・拡充

6 3本柱を達成するための具体的事業

(2) 行政の効果的・効率的な運営に向けた取組

事業5

ペーパーレス化の推進

関係課

デジタル推進課(主管課) 行政経営課 全課

現状・課題

本市では「ICT 活用による行政内部事務ペーパーレス化推進に関する指針」を定めて、電子決裁や文書管理システムの導入、ペーパーレス会議の開催などによりペーパーレス化に努めてきました。単に紙の使用量が減り印刷コストが削減されるだけでなく、デジタルデータの活用により、業務の効率化や業務改善が期待できるため、ペーパーレス化を推進する必要があります。

取組内容

今後も指針に基づき、既存のICT 機器の利用を積極的に進め、ペーパーレス化を推進していきます。また、コピー機などでの紙の使用量の削減については、電子申請の拡充や国の標準準拠システムの情報連携機能の活用などによる紙媒体からデジタルデータへ移行することにより、さらなる削減に努めていきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・拡充

事業6

セキュリティ対策の徹底

関係課

デジタル推進課(主管課) 全課

現状・課題

今般の高度化、巧妙化しているサイバー攻撃や、新たな技術に合わせたセキュリティ対策の見直しが随時、必要となります。それに伴い、職員の情報セキュリティに対する知識、モラルを高いレベルで維持することが不可欠となっています。

取組内容

市の情報資産を取り扱う職員全員に、毎年情報セキュリティ自己点検やeラーニングによる情報セキュリティ研修を実施し、情報セキュリティ対策、個人情報の取扱いに関する知識の習得や意識レベルの向上に努めており、これらの取組を今後も継続していきます。また、総務省が策定したガイドラインに基づき、情報セキュリティポリシー^{※30}の改訂を随時行い、実効性を確保していきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・見直し

運用・見直し

運用・見直し

運用・見直し

6 3本柱を達成するための具体的事業

(2) 行政の効果的・効率的な運営に向けた取組

事業7

デジタル人材の育成

関係課

デジタル推進課(主管課) 人事課 全課

現状・課題

行政サービスの多様化に伴い、職員1人あたりの業務量が増加している中で、デジタル技術の活用による業務の効率化が重要視されており、本市におけるデジタル技術の活用をさらに加速させる必要があります。全職員が基礎的なデジタルスキルを有し、デジタル技術を抵抗なく利用でき、既存業務の見直しを含め業務にデジタル技術を活かせるよう、デジタル人材の育成が急務となっています。

取組内容

佐野市デジタル人材育成指針に基づき、デジタルの基礎的な知識や最新技術、データ活用などについてのeラーニングや研修を実施します。また、DX推進員に対して、DX推進に向けた提案や各課室の課題解決のためにデジタル技術を活用した業務改善に繋がる研修などを実施します。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

実施・運用

事業8

データ利活用の推進(EBPMの推進)

関係課

デジタル推進課(主管課) 政策調整課 総合戦略室 広報ブランド推進課 観光推進課 全課

現状・課題

デジタル社会の実現に向け、価値あるデータの提供をさらに充実させ、活用を図ることが求められています。本市では再利用しやすい形式での行政データの公開をしています。また、ビッグデータやエビデンス(データを用いた客観的根拠)に基づいた信頼性のあるまちづくりを実施して必要があります。

取組内容

今後も可能な限り多くの市の情報を、オープンデータなどとして公表していくと同時に、導入した人流データシステム^{※31}やRESAS^{※32}の利活用を推進していきます。また、データの利活用による業務効率化、EBPM推進のための職員研修も行います。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・拡充

6 3本柱を達成するための具体的事業

(3)地域のデジタル社会実現に向けた取組

事業1

公衆無線LANの充実

関係課

デジタル推進課(主管課) 危機管理課 学校管理課 教育センター
生涯学習課

現状・課題

本市では庁舎や田沼・葛生の両行政センターなどで、市民が窓口業務を待つ間に、気軽にスマートフォンなどを使えるよう公衆無線LANを設置していますが、市民サービスの観点から他の公共施設でも利用できることが望まれています。公衆無線LANは、災害時に携帯電話網を補完する通信手段としても役立ちます。

取組内容

本市の避難所に指定されている一部の学校の体育館のみ無線LANのアクセスポイント(AP)が設置されています。今後は、全学校の体育館にもAPを設置し、平時は教育用として、災害時には公衆無線LANとして活用できるよう設置を検討していきます。また、学校以外の施設についても、地区公民館などの社会教育施設を中心に、平時における利用方法を踏まえ、公衆無線LANの設置を検討していきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・拡充・検討

事業2

情報格差(デジタル・デバイド)対策

関係課

デジタル推進課(主管課) 危機管理課 市民生活課 いきいき高齢課
生涯学習課

現状・課題

個人のデジタル活用においてはインターネット利用率は約9割となっており、そのなかでもスマートフォンの利用率は95%を超えています。急速なインターネットの普及に伴い、偽・誤情報への不安も高くなっています。そのような中でウェルビーイング向上を目指し、世の中のデジタル化の恩恵を享受するために情報格差を解消していく必要があります。

取組内容

公民館などの施設を利用して、デジタル活用に関する理解や技術が十分でない初心者などを対象に、スマートフォンの基本的な利用方法についての講習会を行います。また、犯罪被害にあわないための基本的な情報リテラシー^{*33}についても学べるよう講習の内容に取り入れていきます。実施にあたっては、参加者からアンケートをとり、よりニーズに合った講習内容となるように改善していきます。

また、情報格差(デジタル・デバイド)を解消するための機器の導入、機会の創出を検討していきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・拡充・検討

6 3本柱を達成するための具体的事業

(3)地域のデジタル社会実現に向けた取組

事業3

新たな通信技術の活用

関係課

デジタル推進課(主管課) 危機管理課 消防本部

現状・課題

5Gと呼ばれる第5世代移動通信システムは、「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特徴により、産業や社会の効率化や利便性の向上に繋がります。また、衛星通信も通信インフラが整っていない場所でもインターネット接続が可能になること、高速・低遅延の通信が実現すること、そして災害時でも通信手段を確保できることとして、社会的インパクトをもたらす技術と期待されています。

取組内容

全ての市民が5G技術の恩恵を受けられるにはしばらく時間がかかるものと思われませんが、5G技術の持つ「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特徴を行政運営に活かすことはできないかなど、新しい通信技術の動向や先進事例などを調査・研究し、導入の検討していきます。

また、災害対策用として導入した衛星通信技術(衛星ブロードバンドインターネット)の活用方法やサービスの拡充を図ります。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

調査・検討・運用

事業4

デジタル地域通貨の活用

関係課

産業政策課(主管課) デジタル推進課 関係各課

現状・課題

経済対策として、市民及び事業者支援を目的とした紙のプレミアム商品券事業を令和6年度まで実施していましたが、加盟店や金融機関での事務負担が大きく、更なる事業拡大が難しい状況であったことから、令和7年度にデジタル地域通貨を導入しました。今後は更なる利用促進・利用者拡大を図るための方策の検討が必要です。

取組内容

デジタル地域通貨を活用し、経済対策に係る事務の合理化と市民の利便性向上を図ります。また、行政サービスにおいてデジタル地域通貨を多角的に活用する方策を検討していきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・調査・研究

6 3本柱を達成するための具体的事業

(3)地域のデジタル社会実現に向けた取組

事業5

公共交通の助成制度デジタル化・高度化

関係課

交通政策課(主管課) デジタル推進課 障がい福祉課 いきいき高齢課 関係各課

現状・課題

バス・タクシー運賃助成資格対象者が容易に助成を受けられる基盤づくりを進めるなかで、助成制度でのシステム活用のほか、全庁をあげて施策横断的にマイナンバーカード活用や連携、周知、広報活動などにより、利用者数の増加や利便性向上に繋げていく必要があります。

取組内容

バス・タクシー運賃助成資格確認システム導入を目指し、実証運行参加者及び運行事業者からの意見などを収集し、課題を抽出します。また、実証結果をもとにシステムを実装していきます。あわせて、決済システムとの連携を調査・研究していきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・調査・研究

事業6

デジタル教育の推進

関係課

教育センター(主管課) デジタル推進課 学校教育課 文化財課

現状・課題

国のGIGAスクール構想^{*34}の実現に向けて、本市においても令和7(2025)年度に、全市立学校の児童生徒に1人1台整備されているインターネットに接続可能な端末を更新しました。今後も、この端末を利用して、デジタル技術を活用した教育をさらに充実していくことが求められます。

取組内容

授業を進める上で必要となるデジタルコンテンツなど(デジタル教科書、AIドリル、デジタル郷土学習資料など)の充実やICT機器を活用した指導方法の研究に取り組んでいきます。また、デジタル世代の児童生徒に必要な情報リテラシーや情報モラル教育の強化を図ります。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・充実

6 3本柱を達成するための具体的事業

(3)地域のデジタル社会実現に向けた取組

事業7

地理情報システム(WebGIS)の活用

関係課

デジタル推進課(主管課) 全課

現状・課題

統合型GISによって、各業務で共用する地図データを一元的に整備し、管理しています。組織横断的な利用をするためには、有用な情報の蓄積と共有化するレイヤーを増やすことが不可欠です。公開可能な地図データは「地図情報システム(WebGIS)」で市民に公開していますが、利便性を高めるためには、有用な地図データや機能、情報提供エリアを拡張することが期待されます。

取組内容

地理情報については、各業務で取り込む情報を精査し、全体で共有すべき情報を公開する取組を継続して実施します。また、公開可能な地図データは市民に公開します。さのスマートセーフマップ^{※35}について県が構築するデータ連携基盤での共同利用を検討していきます。

スケジュール

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

運用・拡充

県のデータ連携基盤の共同利用を検討

索引	用語	説明
※1	DX (Digital Transformation)	デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術を活用して行政手続のデジタル化やデータ連携を進め、住民サービスの向上と業務効率化を図る取組。単なるデジタル化だけでなく、住民の利便性向上を目的としたサービス改革や、行政内部の業務プロセスそのものの変革を目指す。これは、人口減少や職員不足といった課題に対応し、持続可能な行政サービスを提供するために必要とされている。
※2	クラウド	インターネットを通じてサービスやリソースを利用する形態のこと。具体的には、サーバーやストレージ、アプリケーションなどを、自社で用意するのではなく、インターネット経由で利用するサービス。
※3	AI(人工知能)	Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
※4	情報格差 (デジタル・デバイド)	インターネットなどの情報通信技術(ICT)にアクセスできる人・できない人、または使いこなせる人・使いこなせない人の間に生じる格差のこと。
※5	デジタル人材	AIやクラウドなどのデジタル技術を活用して、企業、自治体のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、新たな価値を創出する人材のこと。
※6	SNS	Social Networking Serviceの略。個人間の交流を支援するサービスで、参加者は共通の興味、知人等をもとに様々な交流を図ることができる。例えば、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する。
※7	ビッグデータ	典型的なデータベースソフトウェアが把握し、蓄積し、運用し、分析できる能力を超えたサイズのデータを指す。
※8	ドローン	遠隔操作又は自動操縦により飛行させる無人航空機のこと。
※9	生成AI	テキスト、画像、音声、動画などの新しいオリジナルコンテンツを、学習データに基づいたパターンや構造を理解して自動生成できる人工知能技術。

索引	用語	説明
※10	RPA	Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)の略で、ソフトウェアロボットが人の代わりにパソコン上の定型業務を自動化する技術。マウス操作やキーボード入力などの作業を記録し、高速かつ正確に実行することで、単純な反復作業を効率化し、生産性を向上させる。
※11	5G	「超高速」だけでなく、「超低遅延」「多数同時接続」といった特長を持つ新しい移動通信システムのこと。日本においては、平成31年4月に周波数割当てを実施し、令和2年3月から商用サービスが開始された。現行LTEと比べて100倍の通信速度(10Gbps)、10分の1の遅延(1ミリ秒)、100倍の接続機器数(100万台/km ²)などが要求条件とされている。
※12	IoT	Internet of Thingsの略。「モノのインターネット」と訳されます。パソコンやスマートフォンだけでなく、家電、自動車、産業機器などあらゆるモノをインターネットに接続し、データ収集や遠隔操作、相互通信を可能にする技術。この技術により、様々な分野で業務効率化や、より便利で快適なサービス提供が可能となる。
※13	SDGs	人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき目標。
※14	アジャイル	ビジネスやIT分野で、変化に素早く対応するための考え方や手法のこと。
※15	地域幸福度(Well-Being指標)	デジタル庁が市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を数値化・可視化する指標。
※16	eL-QR	令和5年4月から地方公共団体の納付書に統一規格として印字される二次元コード。
※17	フロントヤード	フロントヤードとは、自治体と住民の接点となる庁舎窓口や公共施設などを指す。具体的には、行政手続や行政からの通知、行政が行う広報などがフロントヤードに含まれる。
※18	ガバメントクラウド	国が整備する、行政システムを共通化・標準化したクラウド利用環境。
※19	EBPM	Evidence-based Policy Making(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の略で、経験や勘に頼るのではなく、データや科学的根拠(エビデンス)に基づいて政策を立案する手法。
※20	デジタル地域通貨	デジタル地域通貨とは、特定の地域内でのみ使用できる、デジタル化された通貨。自治体や企業などが発行し、スマートフォンの専用アプリなどを通じて地域内の店舗で決済が可能となるサービス。

索引	用語	説明
※21	新モビリティサービス	ICT(情報通信技術)を活用して、電車やバス、タクシー、ライドシェア、自動運転車など、さまざまな交通手段を連携させ、検索・予約・決済までを一括で提供するサービス。
※22	公衆無線LAN	電波でデータの送受信を行うネットワーク。これを利用して公共の場に設置されたアクセスポイント(無線LAN(Wi-Fi))の電波を送受信し、無線と有線ネットワークを繋ぐ機器に接続して不特定多数の人がインターネットに接続できるサービスのこと。
※23	地理情報システム(GIS)	各部署が利用している地図情報(道路、街区、建物、河川など)を統合・電子化し、一元的にメンテナンスすることで、庁内全体でのデータ共有を可能にする地理情報システム(GIS)のこと。
※24	マイナポータル	政府が運営する、マイナンバーカードを利用したオンラインサービスです。子育てや介護などの行政手続きをオンラインで申請したり、行政機関からのお知らせを受け取ることができる。
※25	スマートフォン決済アプリ	スマートフォンにインストールした専用アプリを使って、現金やクレジットカードを使わずに支払いができるキャッシュレス決済方法。店舗のレジでスマートフォンをかざしたり、納付書に記載されたQRコードを読み取ったりすることで、買い物の支払いや税金の納付などが可能。
※26	SMS	Short Message Serviceの略で、携帯電話の電話番号を宛先に、短いテキストメッセージをやり取りするサービス。インターネット接続に依存せず、キャリアをまたいでメッセージを送受信でき、個人間のコミュニケーションだけでなく、本人認証やマーケティングなど幅広い用途で利用されている。
※27	AI-OCR	AI技術を活用して画像内の文字をテキストデータに変換する技術で、従来のOCRに比べて認識精度が高く、手書き文字や様々なフォーマットの書類にも対応できるのが特徴。
※28	AIチャットボット	人工知能(AI)を用いてユーザーと自然な会話を行うプログラム。従来の「シナリオ型」と異なり、大規模言語モデル(LLM)などを活用して質問の意図を理解し、柔軟かつ臨機応変に回答ができる。問い合わせ対応の効率化、24時間対応、顧客満足度向上などを目的として、コールセンターやカスタマーサポート、Webサイトなどに導入が進んでいる。
※29	ローコード・ノーコードソフト	プログラミングの知識がなくても、ビジュアルな操作でアプリケーションやシステムを開発できるツールです。ノーコードは一切コードを書かず、ローコードは必要最低限のコード記述で、より高度なカスタマイズや機能追加を可能にする。
※30	情報セキュリティポリシー	組織が保有する情報資産を、サイバー攻撃や情報漏洩などの脅威から守るための、方針と行動指針をまとめたもの。これは、全従業員が遵守すべきルールの土台となり、情報漏洩のリスクを低減し、顧客や取引先からの信頼性を高めるために策定される。

索引	用語	説明
※31	人流データシステム	人が「いつ」「どこに」「どれくらいの数」いるか、また、「どの場所からどの場所へ移動したか」をデータで可視化・分析するシステム。スマートフォン位置情報、通信基地局のデータ、センサー、カメラ映像などからデータを収集し、マーケティング、都市計画、観光、感染症対策など、様々な分野で活用される。
※32	RESAS	「地域経済分析システム」の略称で、地方創生の取組を支援するために、人口、産業、観光、人の流れといった官民のビッグデータを集約・可視化するシステム。誰でも利用でき、地域ごとの現状や課題を地図やグラフでわかりやすく分析し、客観的なデータに基づいた政策決定や企業活動に役立てることができる。
※33	情報リテラシー	情報と識字(リテラシー)を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。
※34	GIGAスクール構想	1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とした構想。
※35	さのスマートセーフマップ	佐野市で展開する防災に役立つデジタルハザードマップ、日常でも使えるデジタルセーフマップ、施設の損傷などを投稿できる投稿マップ。

年月日	経過等
令和7年8月25日	佐野市DX推進計画策定委員会(第1回)
令和7年10月3日	佐野市DX推進懇談会(第1回)
令和7年10月20日	佐野市DX推進計画策定委員会(第2回)
令和8年1月5日 ～2月6日	パブリックコメントの実施
令和8年3月13日	佐野市DX推進計画の策定

○佐野市DX推進計画策定委員会設置要綱

令和7年7月31日訓令第21号

(設置)

第1条 佐野市DX推進計画(以下「計画」という。)の策定又はその変更を行うため、佐野市DX推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は行政経営部長を、副委員長はデジタル推進課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、行政経営部デジタル推進課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(佐野市情報化計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 佐野市情報化計画策定委員会設置要綱(平成30年佐野市訓令第18号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

政策調整課長 行政経営課長 市民生活課長 社会福祉課長 医療保険課長 産業政策課長 都市計画課長 管理課長 会計課長 議事課長 選挙管理委員会参事又は副参事 監査委員事務局書記(職制上の補職名が参事又は副参事である者に限る。) 農業委員会事務局参事又は副参事 企業経営課長 教育センター所長 総務課長

○佐野市DX推進懇談会設置要綱

令和7年7月31日告示第197号

(設置)

第1条 佐野市DX推進計画(以下「計画」という。)の策定又はその変更に当たり、計画又はその変更の原案について意見を聴くため、佐野市DX推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画又はその変更の原案に関し意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、DXの推進に関し市長が必要があると認める事務

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 情報通信に関する事業に従事する者

(3) デジタル技術を活用している団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

(4) 市民団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

(5) スマートシティ佐野推進協議会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

(6) 市民

(7) 行政機関の職員

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、4年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、前条第2項第2号に該当する委員が同号の事業に従事しなくなったとき、又は同項第3号から第5号までの規定のいずれかに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

第7条 懇談会の庶務は、行政経営部デジタル推進課において処理する。

(その他)

第8条

この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(佐野市情報化推進協議会設置要綱の廃止)

2 佐野市情報化推進協議会設置要綱(平成24年佐野市告示第182号)は、廃止する。

(会議の招集の特例)

3 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



佐野市DX推進計画

令和8(2026)年3月

発行 佐野市

編集 佐野市 行政経営部 デジタル推進課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3026

FAX 0283-22-9104

E-mail digital@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp/>